

館山市耐震改修促進計画の計画期間延長について

令和4年5月

館山市建設環境部建築施設課

1 . 計画の目的等について

館山市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項に基づき、地震による建築物の倒壊等の被害を減少させるため、建築物の耐震化を図るための具体的目標を定めた促進計画を策定し、計画的な耐震対策を実施することにより、市民が安心して生活できるまちづくりに寄与することを目的としています。

また、本計画は、法や千葉県耐震改修促進計画（以下、「県計画」という。）を上位計画に「館山市地域防災計画」や「館山市総合計画」をはじめとするまちづくり関連計画等との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項を定めています。

館山市においては、千葉県が平成18年度に県計画を策定したことを踏まえて、平成21年度に本計画を策定し、平成29年度に改正をしました。

2 . 館山市耐震改修促進計画の計画期間延長について

平成29年度に改正した本計画の期間は平成32年度末（令和3年3月末）までとしていましたが、令和3年度の暫定値では目標としていた耐震化の目標値には至っておらず、旧耐震基準の建築物も多く残っている状況です。これは、計画期間内の令和元年に発生し、市内の建築物に大きな被害をもたらした令和

元年房総半島台風等の被災の影響も大きいと考えられます。

また、本計画の上位計画である県計画は令和2年度末に改訂を行い、耐震化率の目標を「95%」から「おおむね解消」とし、目標年度も「平成32年度（令和2年度）」から「令和7年度」へと改めました。

館山市では、令和元年房総半島台風等の被災以降、台風被害からの復興を最優先として建築施策を進めてきましたが、耐震化についても進めていく必要があることから、県計画期間との整合を図り、本計画の期間を平成32年度（令和2年度）から令和7年度へ延長して進めていくこととします。また、本計画の期間内であっても必要に応じて内容の見直し等を行うこととします。

3. 計画期間延長による館山市耐震改修促進計画の変更箇所

- ・表紙に「令和4年5月一部改正」を追記する。
- ・本計画2頁、13頁～16頁、18頁内の「平成32年度」を「令和7年度」に変更する。また、13頁～16頁内の「H32」を「R7」に変更する。
- ・本計画20頁内の「表 固定資産税の減額の概要」の削除及び「最新情報の確認について」を追記する。
- ・本計画21頁（2）館山市 耐震診断補助制度に注意文を追記する。また、（3）その他 リフォーム融資に「最新情報の確認について」を追記する。